

# 普 通 預 金

(令和5年7月3日現在適用中)

|  |  |
|--|--|
| 1. 商 品 名                                   | ・普通預金  |
| 2. 販 売 対 象                                 | ・組合員（個人、法人）および個人組合員家族<br>※出資金1万円以上お持ちの方が対象となります  |
| 3. 期 間                                     | ・期間の定めはありません   |
| 4. 預 入<br>(1) 預入方法<br>(2) 預入金額<br>(3) 預入単位 | ・随時預入<br>・1,000円以上<br>・1円単位  |
| 5. 払 戻 方 法                                 | ・随時払戻しできます   |
| 6. 利 息<br>(1) 適用利率<br>(2) 利払方法<br>(3) 計算方法 | ・変動利率<br>・毎日の店頭表示の利率を適用します<br>・年2回（2月、8月）の当組合所定の日に元金に組み入れます<br>・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします                                   |
| 7. 税 金                                     | 個人<br>・20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税<br>※平成25年1月1日から平成49年12月31日の期間に支払われる利息には復興特別所得税が課税され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税率となります（マル優を利用の場合は除きます）<br>法人<br>・総合課税 |
| 8. 手 数 料                                   | ・キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料を徴求します（詳しくは「手数料一覧表」をご覧ください）  |
| 9. 付 加 可 能 な<br>特約事項                       | ・個人の場合は「総合口座」の取扱いができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%上乗せした利率） ※未成年者は対象外<br>・個人の場合はマル優の取扱いができます   |
| 10. 中 途 解 約 時 の<br>取扱い                     | —  |
| 11. 金 利 情 報 の<br>入手方法                      | ・利率は店頭の利率表または窓口へご照会ください  |
| 12. 苦 情 処 理 措                              | ・ <b>苦情処理措置</b>  |

置・紛争解決  
措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは下記の窓口をご利用  
ください

【窓口：お取引先店舗または当組合お客様相談室】

【お客様相談室】

受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および金融機関の休業日を除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電話：0120-007-882

住所：岐阜市美江寺町2丁目4番地3

なお、苦情対応の手続きについては、**別途リーフレット**を用意しております  
のでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください

ホームページアドレス <http://www.shoushin.co.jp>

苦情等のお申出は当組合のほか、地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談  
所をはじめとする他の機関でも受付けています

|                                     |                            |
|-------------------------------------|----------------------------|
| 東海地区しんくみ苦情等相談所<br>(東海信用組合協会内)       | しんくみ相談所<br>((社)全国信用組合中央協会) |
| 〒453-0015<br>名古屋市中村区椿町3-21          | 〒104-0031<br>東京都中央区京橋1-9-1 |
| 052-451-2110                        | 03-3567-2456               |
| 月曜日～金曜日<br>午前9:00～12:00 午後1:00～4:30 | 月曜日～金曜日<br>午前9:00～午後5:00   |

・紛争解決措置

岐阜県弁護士会 示談あっせんセンター（058-265-0020）、東京  
弁護士会 紛争解決センター（03-3581-0031）、第一東京弁  
護士会 仲裁センター（03-3595-8588）、第二東京弁護士会 仲  
裁センター（03-3581-2249）、愛知県弁護士会 紛争解決セン  
ター（052-203-1777）、愛知県弁護士会西三河支部 紛争解決  
センター（0564-54-9449）で紛争の解決を図ることも可能です  
ので、ご利用を希望されるお客様は、当組合お客様相談室またはしんくみ苦  
情等相談所へお申出ください

13. その他参考と  
なる事項

- ・この商品は預金保険制度の対象です
- ※ この商品は利息のつく普通預金で、「無利息型普通預金」と異なり、平  
成17年4月以降は全額保護の対象となりません
- ・公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受  
取ができます